

令和8年度

# 東備西播定住自立圏構想推進事業



# 民間イベント等事業推進支援事業 募集要項

備前市、赤穂市、上郡町の3市町は、東備西播定住自立圏を形成し、3市町が力を合わせて元気で住みよいまちづくりを進めています。

住民の皆さんが自主・自発的に行う、圏域内外の住民交流を促進し、賑わいの創出や相互理解を深めるイベント等の活動を支援するため、対象事業を募集します。

**募集期間：令和8年3月13日（金）～4月6日（月）**

■お問合せ■

東備西播定住自立圏形成推進協議会  
（上郡町 企画広報課）

〒678-1292

兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

TEL：0791-52-1112

FAX：0791-52-5172

E-Mail: kikaku@town.kamigori.lg.jp

## ■支援の対象団体は

圏域内に主な活動の基盤を有する5人以上で構成する団体又はNPO法人です。

### ※対象とならない団体

- ▽ 赤穂市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者を構成員に含んでいる団体
- ▽ 宗教活動、政治活動又は営利活動を行うことを目的に組織されている団体
- ▽ 規約、会則等が整備されていない団体
- ▽ その他、東備西播定住自立圏形成推進協議会会長が適当でないと認める団体

## ■支援の対象事業は

- ① 自主・自発的に行う事業であること
- ② 公益的な事業であること
- ③ 主に圏域内の複数の市町住民等の参加、協力及び連携を得ようとする事業であること
- ④ 実現可能な事業であること
- ⑤ 継続的な事業であること

### ※対象とならない事業

- ▽ 活動の成果が特定の個人、団体のみへ帰属する事業
- ▽ 地域の行事等で、既に継続的に行われている事業。ただし、会長が支援対象とすることが適当であると認める事業は除く。
- ▽ 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする事業又はこれに類する事業。
- ▽ 同じ団体もしくは持ち回り等で実施する同じと認められるイベント等事業に対し、当協議会からの交付実績が通算10回を超えるものは除く。
- ▽ その他、会長が支援することが適当でないと認める事業

- 令和8年度の支援対象は令和8年5月から令和9年3月31日までの期間に実施される事業です。
- 次年度以降にわたる事業でも、支援金は年度単位で交付するため、次年度も改めて応募する必要があります。

### 対象となる事業事例

- 赤穂市、備前市、上郡町の住民が集まって実施する音楽会
- 備前市、上郡町の少年野球の交流試合
- 等 文化・スポーツ、趣味など様々な交流事業

※ただし、地域の行事等で既に継続的に行われている事業は対象になりません。

## ■対象となる経費は

イベント等の実施に直接に要する経費を支援の対象とします。

### ※支援の対象とならない経費

- ▽団体の構成員等の人件費、謝礼、旅費交通費及び飲食費
- ▽備品購入費
- ▽領収書等により、事業実施団体が支払ったことを確認できない経費
- ▽その他、会長が適当でないとして認められた経費

## ■支援金の交付額は

支援の対象となる経費とイベント等事業の収支差額のいずれか少ない額とします。(千円未満の端数は切り捨てます。)

一団体あたりの限度額は10万円とし、支援金の上限額は、審査会の審査結果(得点)に応じて設定します。(詳細は要綱、要領等をご確認ください。)

交付は最大10団体までとします。

※チラシなど事業の周知にあたっては、「東備西播定住自立圏構想推進事業」と明記してください。

明記していない場合、支援金の交付が決定している場合であっても、支援金をお支払いできませんのでご了承ください。

## ■応募方法について

- ◆必要な書類：①民間イベント等事業推進支援金交付申請書(様式第1号)
- ②団体等概要調書
- ③イベント等事業計画書
- ④イベント等事業収支計画書
- ⑤団体等の規約、会則等の写し

※その他、会長が必要と認める書類

(①～④については協議会ホームページからダウンロードできます。)

- ◆提出方法：事業概要についてお伺いしますので、直接提出先までご持参下さい。
- ◆提出先：赤穂市企画政策課、備前市企画課、上郡町企画広報課のいずれか
- ◆提出期限：令和8年4月6日(月)午後5時

## ■選考方法について

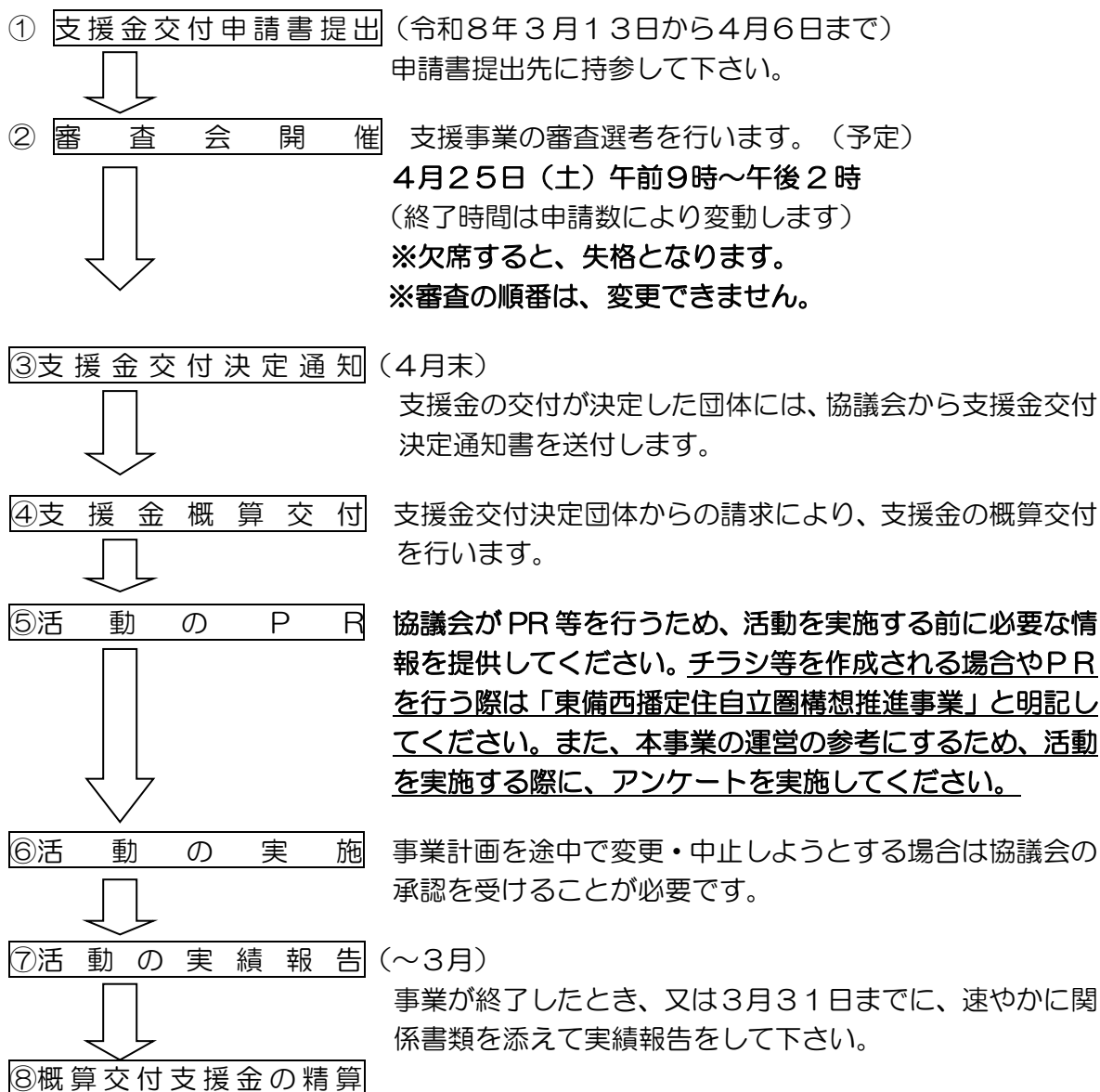
- 応募いただいた交付申請書を、必要条件等に不備がないか予備審査を行った後、審査会において公開審査により決定します。なお、審査会を欠席された場合は、失格となりますので、ご注意ください。また、※審査の順番は、申請書の受付順です。変更はできません。

## ※審査の基準

- 公益性**：定住自立圏構想の趣旨に沿った事業であるか。事業の効果が多くの住民の利益となるものか。など
- 連携性**：事業内容を広く発信し、圏域住民や関係団体の参加、協力及び連携を得ようとする事業であるか。複数の市町において実施する事業か。など
- 実現性**：実践的な方法、スケジュール、体制、収支計画等で事業が立案されているか。など
- 妥当性**：事業内容が時代の要求、社会状況、住民ニーズなどに即しているか。など
- 継続性**：支援金による支援が終了した後も継続的な事業展開が見込めるか。など

## ■申請の流れ

※申請に係る一切の費用は、申請者の負担となります。



**皆様の積極的な応募をお待ちしています!**